

小金井市議会の会派に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小金井市議会の会派（小金井市議会基本条例（平成28年条例第23号）第7条に規定する会派をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 小金井市議会議員が、小金井市議会において会派を結成した場合は、会派の代表者（以下「代表者」という。）は、議長に会派結成届（様式第1号）を速やかに提出しなければならない。

2 会派結成届の内容に異動が生じた場合は、代表者は会派異動届（様式第2号）を速やかに議長に提出しなければならない。

3 会派を解散した場合は、代表者であった者は議長に会派解散届（様式第3号）を速やかに提出しなければならない。

4 議長は、前3項に規定する届出を受理した場合は、市長に会派結成（異動）通知（様式第4号）により通知しなければならない。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

小金井市議会議長 様

会派の名称

代表者氏名

会派結成届

会派を結成したので、小金井市議会の会派に関する要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

会派の名称			
代表者氏名			
結成年月日	年 月 日	所属議員数	人
役員構成	幹 事 長 副 幹 事 長 経 理 責 任 者		
所属議員氏名			
1	6		
2	7		
3	8		
4	9		
5	10		

小金井市議会議長

様

会派の名称

代表者氏名

会派異動届

会派結成届の内容に異動が生じたので、小金井市議会の会派に関する要綱第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
会 派 の 名 称		
代 表 者 氏 名		
経 理 責 任 者 氏 名		
所 属 議 員 数	人	人
所 属 議 員 氏 名		
そ の 他 変 更 事 項 (幹 事 長 、 副 幹 事 長 等 の 変 更)		
変 更 日	年 月 日	

年 月 日

小金井市議会議長

様

会派の名称

代表者氏名

会派解散届

小金井市議会の会派に関する要綱第2条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 会派の解散年月日

年 月 日

小 発第 号
年 月 日

小金井市長 様

小金井市議会議長

公印

会派結成（異動）通知

会派から別紙のとおり届出がありましたので、小金井市議会の会派に関する要綱第2条第4項の規定により、通知します。